

運 営 規 程

デイサービスリーフガーデンあさくら

第一章 総則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人陽成会が運営するデイサービスリーフガーデンあさくら（以下「事業所」という）が行う指定地域密着型通所介護事業（以下「事業」という。）の円滑な運営を図るために必要な事項を定め、指定地域密着型通所介護のサービス提供にあたる者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対して、必要な事項を定め、適切な地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業においては、居宅での利用者に対して通所又は訪問の方法により、当該利用者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担軽減を図るものとする。

- 2 利用者の意志及び人格を尊重して、法人基本理念である「和」の精神と「誠意」を持ってサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、指定地域密着型通所介護を提供するに当たっては、今治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を遵守し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりである。

- (1) 名 称 デイサービス リーフガーデンあさくら
- (2) 所在地 愛媛県今治市朝倉下乙102番地2

(利用定員等)

第4条 事業の利用定員は1単位18名とする。

第二章 従業者及び職務内容

(従業者の職種、及び員数)

第5条 事業に次の従業者を配置する。

- | | |
|-------------|------|
| (1) 管理者 | 1名 |
| (2) 生活相談員 | 1名以上 |
| (3) 介護職員 | 2名以上 |
| (4) 看護職員 | 1名以上 |
| (5) 機能訓練指導員 | 1名以上 |
| (6) 管理栄養士 | 1名以上 |
| (7) 事務員 | 1名以上 |

(職務内容)

第6条 従業者の職務内容は次のとおりである。

- (1) 管理者
事業の業務を統括する。管理者に事故ある時は、あらかじめ理事長が定めた従事者が管理者の職務を代行する。
- (2) 生活相談員
利用者の生活相談及び個別援助の企画立案、実施に関することに従事する。
- (3) 介護職員
利用者の介護全般、相談及び援助業務に従事する。
- (4) 看護職員
利用者の看護、機能訓練、事業の保護衛生業務に従事する。
- (5) 機能訓練指導員
利用者の機能の回復、減退を防止する訓練を行う。
- (6) 管理栄養士
給食管理に従事する。
- (7) 事務員
庶務、経理、利用料等の受領その他事業の管理運営に関する業務に従事する。

(職務内容及び日常業務)

第7条 従事者ごとの職務内容及び日常の分担については管理者が別に定める。

第三章 利用者に対する提供内容

(営業日及び営業時間)

第8条 事業の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し1月1日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。
ただし、時間延長の希望があった場合、受入を行う。

(提供内容)

第9条 事業の提供内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導
- (2) 機能訓練(日常動作訓練)
- (3) 介護サービス
- (4) 家族介護教室
- (5) 健康チェック
- (6) 入浴サービス
- (7) 送迎サービス
- (8) 給食サービス
- (9) その他、利用者に対する便宜の提供

(利用料)

第10条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、当該指定地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担割合に応じた額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。
 - (1) 食事の提供に要する費用 500円
 - (2) その他指定地域密着型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。
 - (3) おむつ代(実費)
 - (4) 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎については、実施地域を越えた地点から、ガソリン代として1km当たり20円とする。
- 3 指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容

及び支払いについて同意する旨の文書に署名を受けることとする。

- 4 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、今治市（但し、旧今治市、旧朝倉村、旧玉川町）とする。ただし、事業の実施に支障をきたす場合については、調整の上、実施することとする。

第四章 サービス利用にあたっての留意事項

(留意事項)

第12条 利用者は、指定地域密着型通所介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、速やかにその旨申し出ること。
- (2) 機能訓練室を利用する際には、従業者の助言に耳を傾け、用具の取扱に十分注意すること。
- (3) 浴室を利用する際には、必要に応じた従業者の誘導のもと事故防止に努めること。
- (4) 利用者間での協調性を保ち、けんか、口論等で他人に迷惑をかけること。
- (5) 災害対策等に可能な限り協力すること。
- (6) その他、管理者が定めたこと。

(損害賠償)

第13条 利用者が、故意又は過失によって事業所の設備等に損害を与えたときは、その損害を速やかに、原状へと回復していただく。

第五章 災害事故防止対策

(緊急時における対応方法)

第14条 従業者は、地域密着型通所介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第15条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、天災その他の事変等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意を持って損害賠償を行わなければならない。ただし、当該事故の発生につき、利用者側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができるものとする。

(非常災害対策)

第16条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立て、避難及び救出その他必要な訓練を行う。
- 4 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 5 防火管理者は、定期的に消防用設備等の点検を行う。

(虐待防止に向けた体制等)

第17条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。

また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者を置く

- 2 事業所では、虐待防止委員会を設け、その責任者は管理者とする。
- 3 虐待防止委員会は、職員への研修内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、虐待防止委員会は、場合により他の委員会と一体的に行う。
- 4 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受ける。
- 5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には責任者は速やかに今治市等関係者に報告を行い事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止等について、速やかに虐待防止委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、今治市等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(衛生管理等)

第18条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(地域との連携等)

第19条 指定地域密着型通所介護事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言などについての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。
- 4 事業所は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の方に対してもサービスを提供するよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第六章 苦情処理

(苦情処理)

第21条 利用者からの相談又は苦情に対応する窓口、担当者の配置を行う。

- (1) 苦情の内容につき、直ちに聞き取り調査を行い、苦情解決に向けた事由の把握に努める。

- (2) 担当者が必要と判断した場合、苦情処理の解決に向けた検討会議を行う。
- (3) 検討結果を踏まえ、翌日までには具体的な対応にあたる。
- (4) 苦情の内容について、利用者及び利用者の家族の納得、理解が得られるまで対応、説明にあたる。
- (5) 苦情処理の経過については文書とし、職員間で情報を共有し、再発防止に努める。
- (6) 苦情があった場合には、必要に応じ、当該サービスにつき調整を行う介護支援事業者その他の関係者との連携を図る。

第七章 運営に関する重要事項

(記録の整備等)

第22条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 事業所は、利用者に関する指定地域密着型通所介護事業の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。
 - (1) 地域密着型通所介護計画
 - (2) 事業所が提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(その他運営に関する重要事項)

第23条 事業所は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は、「個人情報保護に関する法律」その他関連法及び介護保険法の趣旨に基づき、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持すること。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 5 事業所は、サービス提供の前に、サービスの内容、金額に関して文書で交付して説明し、同意を得なくてはならない。
- 6 従業者は地域密着型通所介護計画を作成し、利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得るものとする。
- 7 事業所は自らサービスの質の評価を行い、常に改善を図らなくてはならない。
- 8 食事の提供にあっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した献立により実施する。
- 9 調理職務に従事する従業者にあっては、特に身の清潔に留意すると共に、月2回以上の検便を受けなくてはならない。
- 10 従業者は、利用者の人格を尊重し、常に敬愛の情をもって利用者本位のサービス提供につとめる。
- 11 地域との連携を取り、地域福祉の拠点として事業の理解を深めることに努める。

第八章 雑則

(雑則)

第24条 この規程の改正については理事会の決議により行う。

附則 この規程は、令和4年1月1日から施行する。